

日バス協技第356号

令和5年12月8日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会

理事長 石指 雅啓

旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令の改正等（貸切バスの安全性向上に向けた対策）に係る各種機器の導入に関する留意事項等について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、令和5年10月10日に改正省令が公布され、令和6年4月1日に施行（ただし、令和6年3月31日以前に新規登録を受けた事業用自動車に係る運行記録計による記録については、令和7年3月31日までの間は、アナログ式運行記録計による記録でも良いこととする。）されますが、どのような機器を導入すれば良いのかといった問い合わせもあることから、今般、日本バス協会において、別紙のとおり導入する機器に関する留意事項を整理するとともに、参考として、導入することが望ましいと考えられる機器を例示することとしましたので、傘下会員貸切バス事業者へ周知をお願いいたします。

なお、本通知において例示した機器については、当該機器を導入することに限定したものではありませんこと、また、正しく測定できるようメーカーが指定する測定方法に沿った機器の設置等が必要であることを申し添えます。

本通知については、事前に国土交通省に確認いただき了承を得ているものです。

## 1. 録音及び録画による点呼記録の保存の義務付け

(改正後の制度の概要)

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、点呼を行った際の状況を録音及び録画（電話点呼については、録音のみ）して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付ける。

(機器導入に関する留意事項)

- ① 動画の画素数等の要件は問わないが、画像については運行管理者及び運転者双方の音声を確認でき、運転者に対して点呼を実施している様子が確認できるものであること。
- ② 電話点呼については、映像は不要、音声（運転者を含む）のみの録音保存で可。  
音声については、①又は②のいずれの場合においても点呼時のやりとりがはっきり聞き取れるものであること。

(機器の例示)

別添1及び機器パンフレットの通り

## 2. アルコール検知器使用時の写真撮影の義務付け

(改正後の制度の概要)

一般貸切旅客自動車運送事業者がアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行う際に、1.により当該状況を録画している場合を除き、当該呼気の検査を行っている状況の写真を撮影して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付ける。

(機器導入に関する留意事項)

アルコールチェックを適正に実施し、その結果を後に確認できるようにするため、

- ① 吹きかけタイプは周囲の空気の影響を受けやすいことや正しい使用方法（※）によらない場合は数値にバラつきが生じ、正確な数値が検知できない可能性がある等、適正な使用を担保するため、吹込みタイプ（ストロー式、マウスピース式）を使用するほうが望ましいと考えられる。

（※）例えば、機器の吹きかけ口から約1センチメートル離し、4秒~5秒程度

息を吹きかける。

②測定結果については、ランプ（赤、緑）のみの表示で結果を測定する機器ではなく、数値が表示される機器を使用することが望ましいと考えられる。さらに、当該数値を記録し保存することが望ましいと考えられる。

③ 点呼の様子を撮影した動画の中で運転者のアルコールチェックを実施している様子が確認できれば、それをもって画像の保存に代えることが可能。この場合には、画像に数値がみえるようにすることまでは求めない。

④ 電話点呼については、運転者を識別できる写真の撮影が必要  
(導入することが望ましいと考えられる機器の例示)

別添2の通り（アルコール検知器協議会認定機器一覧表から吹きかけタイプを除いたもの）

### 3. デジタル式運行記録計の使用の義務付け

(改正後の制度の概要)

一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業に使用する自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、当該記録を保存しなければならないところ、本記録をデジタル式運行記録計により行い、電磁的記録として3年間保存することを義務付ける。

(機器導入に関する留意事項)

保安基準上、装置型式指定を受けた機器の導入が必要（別添3（運行記録計装置型式指定一覧）を参照）

なお、国の導入費補助対象機器は、国土交通省が認定した26機器

（別添3（令和5年度運行管理の高度化認定機器一覧）※を参照）

※うち6機器はタクシメーター付属のデジタル式運行記録計